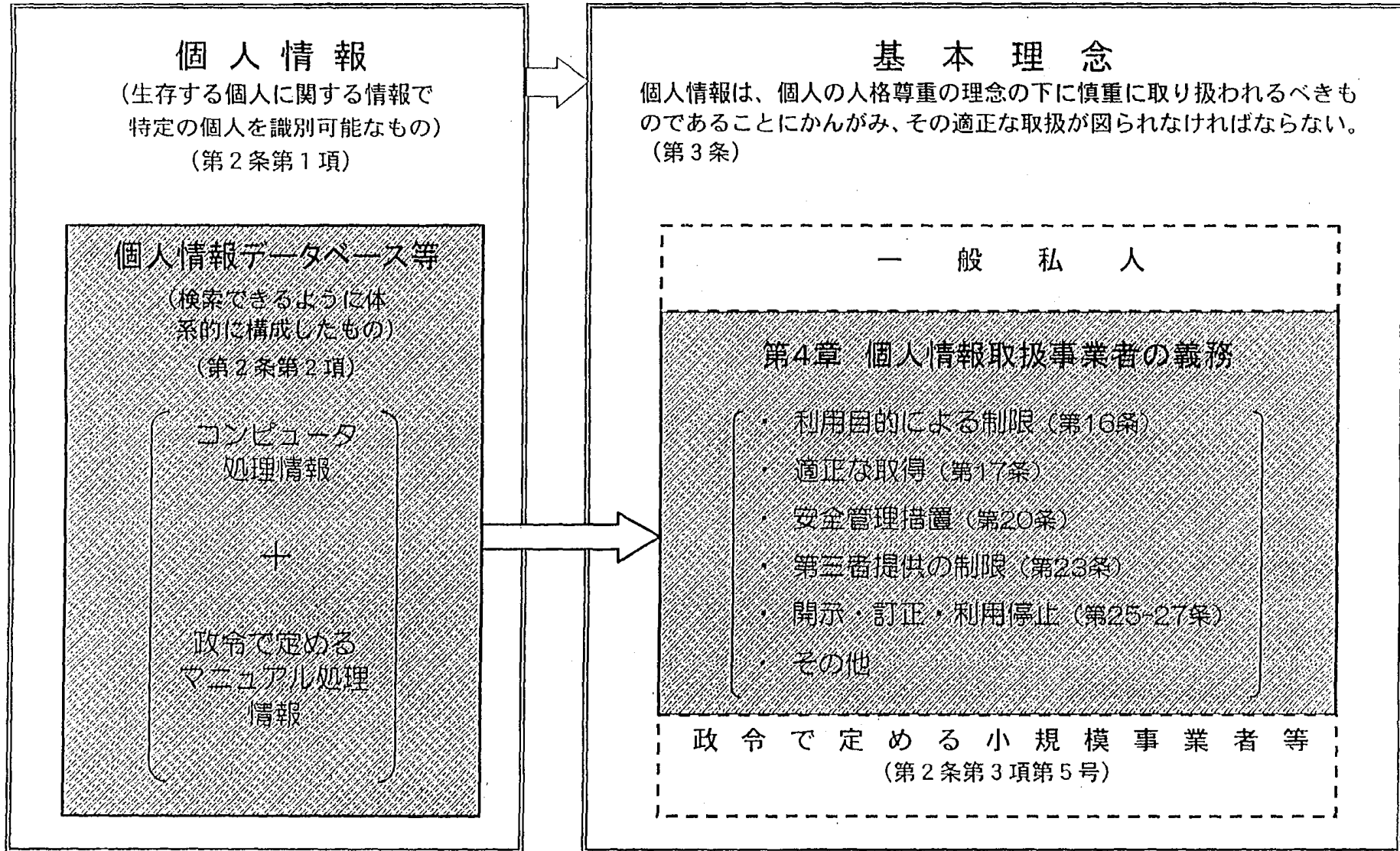
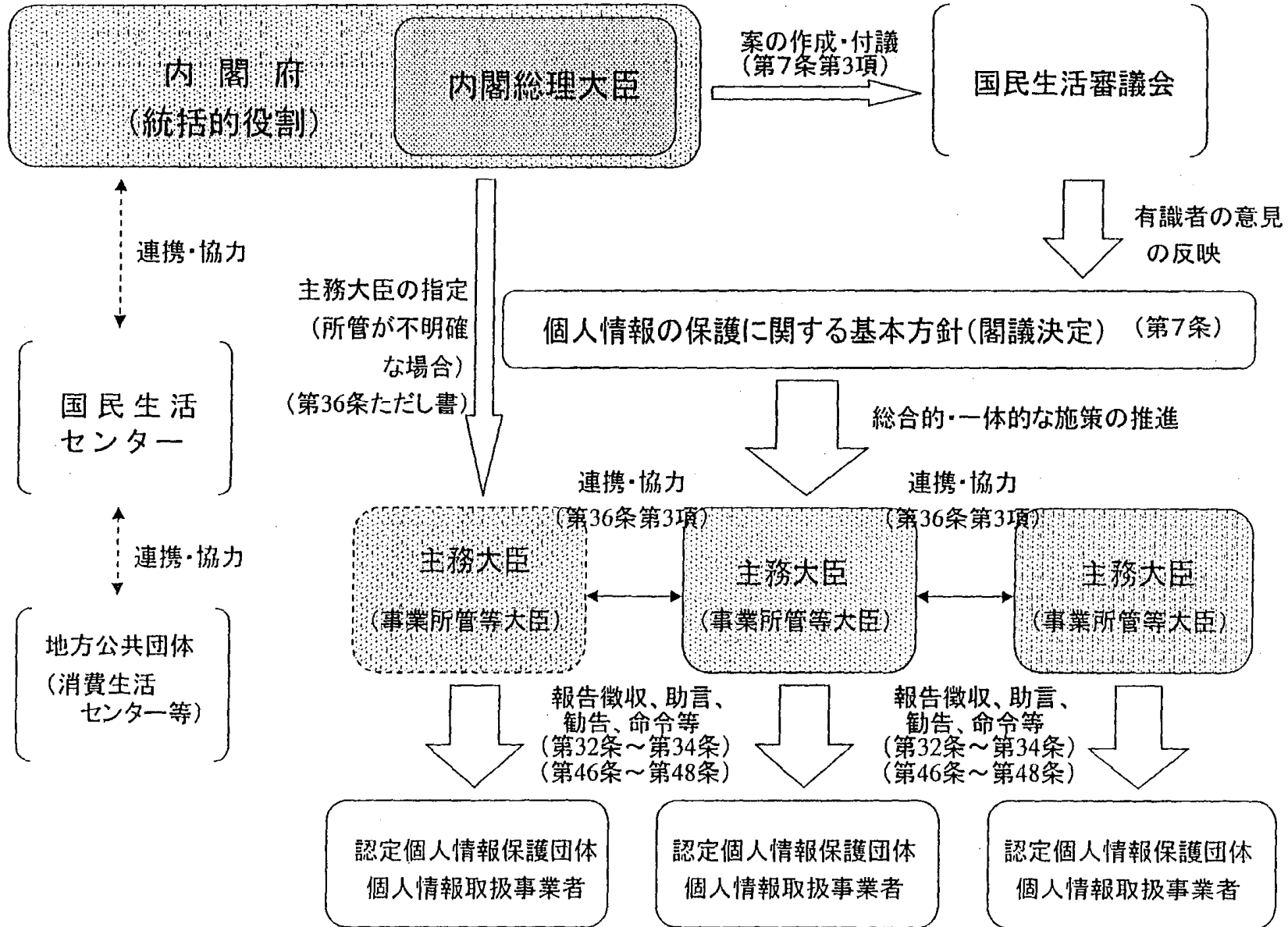


対象となる個人情報、事業者の範囲等



※ 公的部門については、この法律の趣旨にのっとり、別途、法律・条例で対応。

個人情報保護法に係る政府の実施体制について



OECD8原則と個人情報取扱事業者の義務規定の対応

OECD8原則

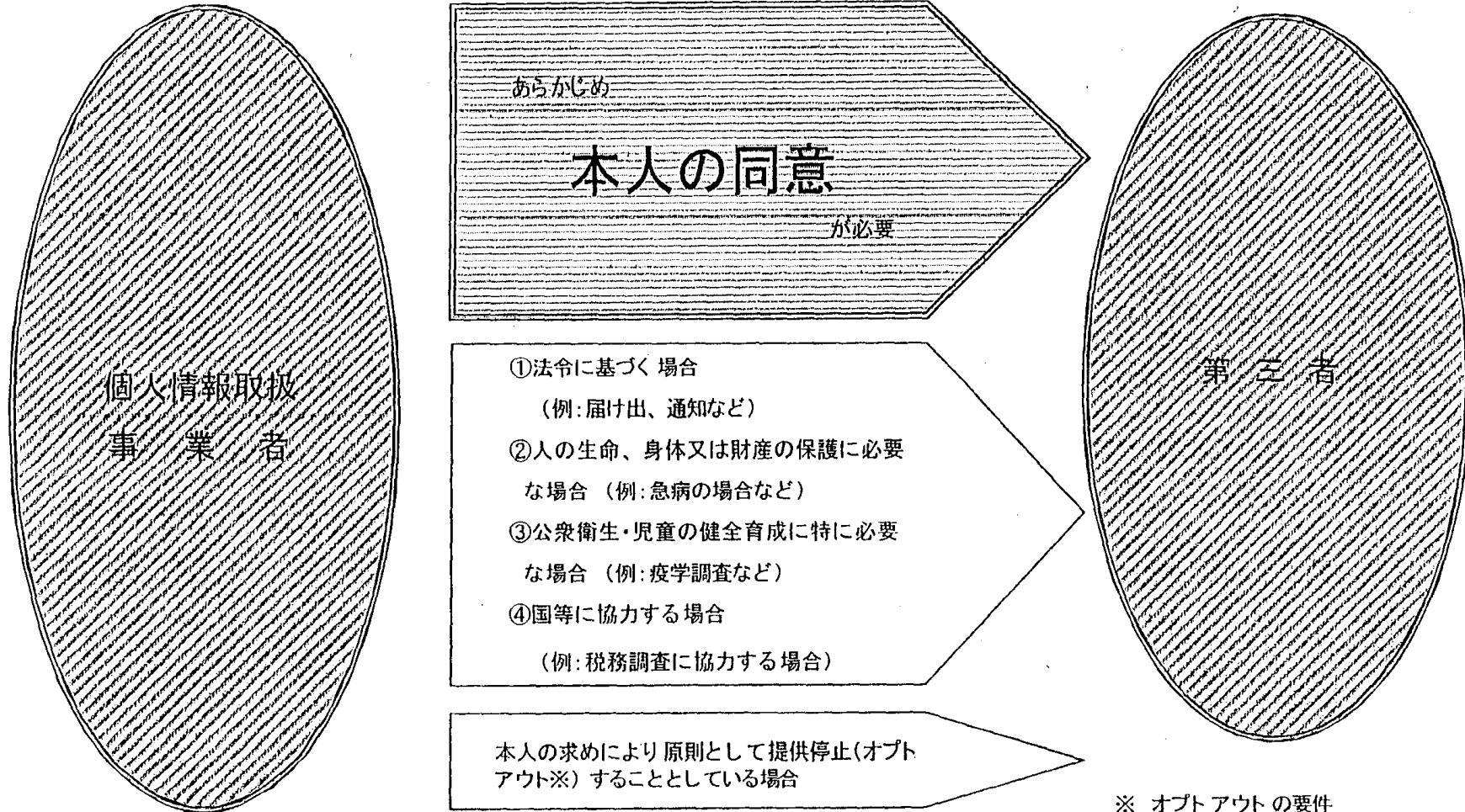
個人情報取扱事業者の義務

- 目的明確化の原則
収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき
- 利用制限の原則
データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない
- 収集制限の原則
適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき
- データ内容の原則
利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき
- 安全保護の原則
合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき
- 公開の原則
データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき
- 個人参加の原則
自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は意義申立を保証するべき
- 責任の原則
管理者は諸原則実施の責任を有する

- 利用目的をできる限り特定しなければならない。(第15条)
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。(第16条)
- 本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。(第23条)
- 偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)
- 正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)
- 安全管理のために必要な措置を講じなければならない。(第20条)
- 従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。(第21、22条)
- 取得したときは利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条)
- 利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。(第24条)
- 本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない。(第25条)
- 本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条)
- 本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)
- 苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)

* 各義務規定には適宜除外事由あり。

第三者提供制限の仕組みについて(第23条)



第三者に当たらない場合

- ①委託先への提供(委託元に管理責任)
- ②合併等に伴う提供(当初の目的の範囲内)
- ③グループによる共同利用(共同利用する者の範囲や利用目的等をあらかじめ明確にしている場合に限る。)

※ オプトアウトの要件

以下の4項目をあらかじめ通知し、又は本人の知り得る状態においている場合。

- ①第三者提供すること
- ②提供される情報の種類
- ③提供の手段
- ④求めに応じて提供停止すること

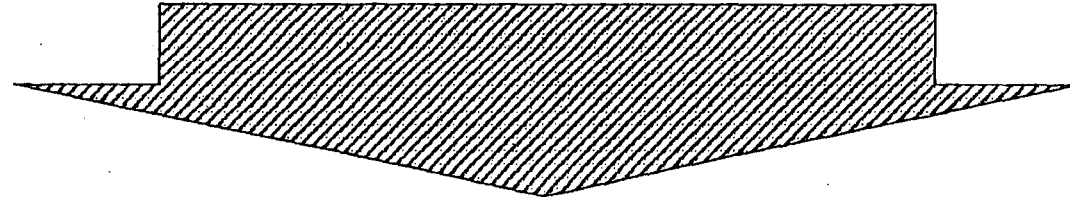
本人の求めによる提供停止(オプトアウト)の仕組み(第23条第2項)

①具体的事例

- 住宅地図業者(表札を調べて住宅地図を作成し、販売(不特定多数への第三者提供))
- データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売) など

②要件

- 本人の求めに応じて、個人データの第三者提供を停止すること。
- 以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においていること。
 - ・ 第三者提供すること
 - ・ 個人データの内容、提供方法
 - ・ 本人の求めにより第三者提供を停止すること



②の要件を満たしている場合に限り、本人の同意がなくても第三者提供を容認